

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484</a>

44/9/8

政府  
在  
級  
連  
給  
事  
項



本件は差別支拂の結果として発生した  
こと

(3) 戦時徴兵令の適用については、唯一の  
特例被適用として、戦時徴兵令

の適用が認められるべきであること

が認められ、政府は今後の対応を通じて  
その実現に努めるべきである。

当座

1. 本年11月に予定していた臨時経理に  
よる徴兵令の適用については、冲縄地区

適用の時期及びその他の大綱については、分  
別通知として同標を付す。

二 (一般化の部分)

(注) 1.

2.

別紙のとおり

北米一課長 殿

石川

6日  
「御修め」

昭和44.11.6

国内広報課長

先般、貴課にご検討を依頼しました

昭和44年度政府広報連絡事項(政府広報

連絡会計資料)が、このほど出来上りました

ので、ご参考までにご一覽送付いたします。

昭和44年度政府広報連絡事項

(政府広報連絡会議資料)

内閣総理大臣官房広報室

1. 国際情勢と日本の安全保障	4
2. 沖縄問題	6
3. 北方領土問題	8
4. 国土総合開発	12
5. 大学問題	15
6. 交通安全	16
7. 明るく正しい選挙の推進	18
8. 青少年の健全育成	20
9. 体力づくり運動	23
10. 日本万国博覧会	26

都道府県が政府広報事務委託の中で行なう政府広報連絡会議において、管下市町村に連絡する広報事項は本資料によるものとする。

このほか、情勢に即応する政府広報については、その都度別途連絡する。

## 1. 国際情勢と日本の安全保障

(基本的な考え方)

イ 国際政治の基調となつてゐるのは、イデオロギーを異にする二大陣営がそれぞれの集団安全保障体制のもとに共存し、その力関係によつて世界の平和が維持されているということである。

樹1 国際情勢の現状では、国連の力だけで世界の安全を保障することは困難である。このため国連憲章の下でも、友好国同士が互いに安全保障の条約を結んで防衛し合うことは、国際情勢の現状に即したものである。

2 現在、アジアや大洋州では、韓国、中華民国、フィリピン、タイ、オーストラリアなどの諸国が、米国との間に集団安全保障条約を結んでいる。またヨーロッパやアメリカでは、米国、カナダ、英国、ドイツ、フランス、イタリアなどの諸国が北大西洋条約を結び、集団安全保障機構(NATO)をつくつてゐる。共産圏では、ソ連、東欧にワルシャワ条約機構があり、極東方面では中ソ軍事同盟をはじめ、ソ連-モンゴル、ソ連-北朝鮮、中共-北朝鮮など、一連の二国間の条約がある。

ロ このような国際環境のもとで、資源に乏しいわが国の生存と繁栄を確保するためには、わが国のみならずわが国周辺の平和と安全が保たれることがきわめて肝要である。

樹1 日本は高度に発達した産業国家として国全体が一体となつて発展しているため、国内の一部が戦場となつた場合にももちろんのこと、貿易に必要な海上の輸送がじやまをされるだけでも、国民経済が大きな打撃を受けて、戦後20数年を費して築き上げた繁栄から、再び貧乏のどん底に陥るおそれがある。このような危険から国民を守れるような準備をしておくことは、政府の義務である。

(政府の方針)

ハ 政府は今日まで、国力に応じ自衛力を漸増しつつ日米安全保障体制とあいまって、脅威と紛争を未然に抑制してきたのであり、このことによつて、わが国の安全が保たれ、繁栄が達成されたということは、何人も否定し得ない事実である。

樹1 「独立国家として世界に伍して行くための第一義的な条件として国民がつねに自主防衛の重要性を認識する必要があると思う。しかし、現在の複雑多岐な国際社会において、独力で国の安全を維持する国はほとんどないといつてよい。世界の多くの国が集団的安全保障体制のワク内にあることは周知の事実である。このように考えてくれば、自主防衛ということには二つの側面があるということ認識しなければならないと思う。

第一は、意思の問題である。国民が自分の国を守る意思を持つことである。すなわち国を守る気概を持つということは、経済、文化、技術などあらゆる分野で世界に誇れることを創造してゆく根幹につながることであり、またことばを変えていえば、国民のプライドを持つということである。

第二は能力の問題である。戦後われわれは平和国家として生き、経済的發展、新しい文化の創造によつて世界の中で名譽ある地位を占めることを念願している。そして軍事的には国力相応の自衛力を整備しているが、その能力は必ずしも冷厳な国際情勢にじゅうぶん対応し得るものではない。このためその不足するところを日米安保体制によつて補っているが、これももつとも賢明な国民的選択であつたことは戦後二十数年の平和と繁栄の歴史が実証しているものと確信している。」(時の動き4471号掲載「国を守る気概について」(内閣総理大臣佐藤栄作)から)

2 「外国の侵略から自国の安全を確保するために、自衛のための実力をもつことは、独立国の当然の権利で日本国憲法でも認められて

います。

安保条約では、『自助および相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として維持し発展させる』こととなつています(第3条)。これを日本についていいますと、日本はできるだけ自分で自分を守るような自衛力をととのえるよう努力するというわけです。『憲法上の規定に従うことを条件として』となつているのは、とくに日本側の事情を考えたからで、わが国憲法では自衛のため以外の防衛力は保持しないと定められているからです。

この条項は日本を再軍備させるために設けられたのだ、とか、この条項は自衛力をどんどん増やすことをきめているから、日本の国民生活を圧迫することになるという人がありますが、これはこの条項をまちがつて解釈しているのです。

日本が外部からの武力攻撃に抵抗するため、平常からどのようにして、どの程度に防衛力を育成してゆくかは、日本が国力、国情に応じて自主的に決定すべきことです。安保条約で防衛力を『維持し発展させる』といつているのは、右の事情を無視して防衛力を毎年一定数量増大していかなければならないという趣旨ではけつしてありません。

では、なぜこういう条項があるかといえますと、それは、國防力というものは急につくれるものではないので、平常から一朝有事の場合に備えておく必要があるからです。もちろん、このような備えをするといつても、日本の場合には自ら限度があります。したがつてわが国に対する侵略の発生を未然に抑止する力は、米國に依存するところが大きいのですし、安保条約の日本にとつての意義も本来そこにあります。ただ、このような抑止力を外國にのみ頼つていことは、独立国家としてあるべき姿ではありませんから、わが国とし

でも、できるだけいわゆる「自助」の努力を払わなければならないわけではあります。

以上のようなわけですから、日米間の安全保障の協力関係は、後述する米国が日本を守るため武力を使うという一朝有事の際のことだけではなく、平常からお互いに防衛力の整備の面で協力してゆく点にもあるのです。

わが国は主権回復当時は自衛力の面ではほとんど全面的に米国の軍事力に依存していましたが、その後国力の充実にもない、人員、装備の面で日本自らの防衛力たる自衛隊の力をすこしずつ増やして今日にいたっています。

その間わが国は、米国が開発した近代的な装備を、代価なしで(無償)、あるいは代価を払って(有償)米国から導入し、これが自衛隊の装備の向上に少なからぬ助けとなりました。

日本が戦後の荒廃した国土から立ち上がり、世界にもまれな『奇跡の復興』を達成したのはいろいろな理由がありますが、日米安保体制により国の安全が保れていたこと、国力不相応の防衛力をもたずにすんだこと、そして国民が安心して日本の経済建設に資金とエネルギーをそそぐことができたことは忘れてはならないでしょう。

ちなみに、日本の防衛支出が国民総生産に占める比率は、1967年において0.9パーセントで、これは中立的立場をとるスウェーデン(3.9パーセント)、永世中立国であるスイス(2.4パーセント)などに比べても低い負担率です。

わが国としてはこの第3条の規定に従い、米国の協力を得ながら、国力に応じ、今後とも自衛力の整備強化に努めなければなりません。」「(「日本安保条約早わかり」から)

＝「このような考えのもとに、政府は引き続き日米安保体制を堅持する政策をとることになっている。

註1. 日米安保条約(正しくは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」)第10条により1970年6月になれば、この条約を日米両国のどちらかが一方的にやめる意向を相手の国に伝えることができるようになっていたので、日米安保条約をめぐる問題は「1970年問題」とも呼ばれている。

(広報上の留意点)

ホ 国際環境の中で日本の置かれている立場、日米安保条約が持つている意味について、一般国民が正しい認識が得られるように、具体的、客観的な事実を提供する努力を続けることが必要である。

註1. 「昭和35年の安保条約の改定期に、革新勢力方面で出版した書物や、新聞雑誌などに掲載された論文などには、私などがみて、よくここまで条約をねじまげて読むことができるものだと感心したぐらいに新安保条約に対する曲解、中傷が満ちあふれており、しかも、一般のマスコミも、昭和35年6月15日の全学連学生の国会乱入、樺美智子死亡事件が起こるまではおおむね条約改定に反対するというムードが強かつたから、当時一般の人々のうちに、条約改定の内容を確に検討もせず、この反対ムードに漠然と同調するものが多く出たことにはむりもない点もあつたといえよう。」(前内閣法制局長官林修三著「日米安保条約について」から)

<参 照>

総理大臣施政方針演説(第61回国会)

外務大臣外交演説(第61回国会)

「日本の安全を守るには — 安全保障についての政府の考え方 — 」  
(総理府編集「時の動き」4.4.7.1号掲載)

「国を守る気概について — 佐藤栄作」(「時の動き」4.4.7.1号  
掲載)

「日米安保条約早わかり」(外務省1969)

## 2. 沖縄問題

### (政府の方針)

イ 沖縄の施政権の返還については、政府は早期返還を願う国民世論を体して、その実現のため全力を傾注して対米交渉を進める方針である。

その際現在沖縄にある米軍基地は、極東における米国の戦争抑止力の重要な一環として、わが国及びわが国を含む極東の安全に極めて重要な役割りを果たしていることを十分考慮し、自主的な判断に立つて、わが国の安全のために沖縄基地の機能を損なうことのないよう十分考慮する。

ロ 沖縄返還の問題についての政府の基本的立場は、

- (1) 沖縄の早期復帰は、わが国全国民の一致した民族的願望であり、遅くとも1972年中には沖縄の施政権がわが国に返還されるべきこと
- (2) 施政権返還後の沖縄に残される米軍基地については日米安保条約及びその関連取決めが本土の場合と同様にそのまま適用されるべきであり、また返還後の沖縄が本土と差別される結果となつてはならないこと
- (3) 特に核兵器の問題については、唯一の原爆被爆国として、わが国には核兵器についての特殊な強い国民感情があることのある点であり、政府は今後の交渉を通じてその実現のために全力を尽す

ハ 当面本年11月に予定されている佐藤総理とニクソン大統領との会談において、沖縄施政権返還の時期及びその他の大綱について合意に達することを目標とする。

ニ 沖縄の本土復帰までの間においても、わが同胞たる沖縄住民が教育、

社会保障、産業経済その他各般の分野で日本本土の住民と同様の福祉を享受できるようにするとともに、また、復帰の際に混乱や摩擦が起らないようにすることが必要である。昭和42年11月の日米共同声明において、沖縄と本土との一体化施策を推進するとの日米両国間の基本的方針が明示されているが政府としてはこのため昭和43年11月に「日本本土と沖縄との一体化に関する基本方針について」を閣議決定しており、これに基づき一体化施策を具体的に推進してゆく方針である。

現在これの具体的施策の実施について総理府が中心になつて政府部内において調整を進めており、各省間で調整のできたものについては逐次実行に移している状況である。

樹1 佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明(抄)昭和42年11月15

日「……総理大臣と大統領はさらに施政権が日本に回復されることとなるときに起るであろう摩擦を最少限にするため、沖縄の住民とその制度の日本本土との一体化を進め、沖縄住民の経済的及び社会的福祉を増進する措置がとられるべきであることに意見が一致した。……」

2. 昭和43年11月5日の閣議において決定した「日本本土と沖縄との一体化に関する基本方針」の内容は次のとおりである。

- 一 沖縄の本土復帰に備え、本土と沖縄との一体化は明年度以降おむね3ヶ年で完了するものとする。
- ニ 一体化の対象としては、特に教育、社会福祉、産業基盤の整備、市町村行財政等に重点を置くものとする。
- 三 明年度の対沖縄援助費は、一体化推進の線にそつて拡充するものとする。
- 四 本土、沖縄の一体化施策の推進に当つては、予想される沖縄経済の急激な変動をさけるため、必要な暫定措置を検討する。
- 五 沖縄住民の有する戦前の日本郵便貯金等に関する債権について

は、可及的すみやかに、その解決を図るものとする。

この閣議決定に則り、新たに沖縄の本土復帰という具体的目標のもとに、復帰の際の摩擦を最少限にするという目的で3ヶ年計画を策定し、逐次実施して行く方針であるが、この計画は住民福祉の増進のための援助という従来の見地からのみでなく、社会的、経済的諸分野にわたり総合的、計画的なものとして試案作成中である。

これらの施策には

a 沖縄住民の生活および産業活動等に係る諸制度を本土と整一化乃至同一化する。

b 公共施設、社会福祉および産業基盤施設の整備水準を本土並に引上げる。

c 沖縄経済を本土経済の一環として安定、成長させるための具体的方策が中心となる。

<参 照>

総理大臣施政方針演説（第61回国会）

外務大臣外交演説（第61回国会）

「沖縄問題を総務長官にきく」（総理府編集「時の動き」44.3.1号掲載）

「沖縄問題を基本的にどう考えるか——大浜信泉」（同上）

### 3. 北方領土問題

#### （政府の方針）

イ ソ間の善隣友好関係は、近年次第に発展しつつあり、政府は今後とも能う限りその増進を図る方針である。

ロ しかしながら、政府は両国間の最大の懸案たる北方領土問題の解決

そ今やすべてに優先すべき最重要問題であると考えているが、この問題については、日ソ間に基本的な考え方の相違があり、その前途にはなお大きな困難が横たわっている。

ソ連政府は今後ともソ連政府との間に飽くまで忍耐強く折衝を続け、その解決に努力する。

#### （広報上の留意点）

一 北方領土問題の解決の促進をはかるためには、北方領土返還要求が全国的世論にまで高まり、この国民世論を背景として、強力に外交交渉を推進することが必要である。従つて今後とも、北方領土が日本国民の父祖伝来の土地であることを示す歴史的根拠、国際法上の根拠等について、あらゆる機会をとらえて、啓蒙宣伝を行なう必要がある。

二 北方領土問題の解決を促進するためには、全国的な規模において国民世論の喚起を図ることが必要である。かかる趣旨から政府は、新たに、北方領土問題対策協会を設立し、この団体を通じて全国的規模において、北方領土問題についての世論の昂揚を図り、併せてこれらの地域の旧漁業権者等に対する貸付等の援護を行ない、もつて北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることとした。本協会の業務としては、北方領土問題、その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物、その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催、その他必要な啓蒙宣伝を行ない、またこれらの諸問題について調査研究を行なうとともに、昭和20年8月15日において、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護および、北方協会が従来行なつてきた北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の規定に基づく旧漁業権者等に対する必要な資金の貸付業務を行なうこととなつている。

三 北方領土問題として政府がソ連政府に対して一貫して問題にしてきているのは、齒舞群島、色丹島、国後島、及び択捉島の日本への返還

問題である。歯舞群島、色丹島については、1956年10月19日の日ソ共同宣言によつて次の通りに規定され、日ソ平和条約締結後わが国に引渡されることについて日・ソ間で合意をみている。「ソビエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえ、かつ日本国の利益を考慮して歯舞群島、色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソビエト社会主義共和国連邦との間に平和条約が締結されたのちに、現実<sup>ニ</sup>に引き渡されるものとする。」他方、国後、択捉両島については、わが国は、固有の領土として早期返還方、ソ連に対し強力な働きかけを続けているが、<sup>未だ</sup>問題の解決を見るに至っていない。

3. なお、ソ連政府は、1960年に行なわれた新日米安全保障条約の署名に関連してグロムイコ党書なるものを発し、「日本領土からの全外国軍隊の撤退および日ソ間の平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞群島および色丹島を日ソ共同宣言によつて規定されたとおり日本に引き渡すことができる」旨を通告してきた。これに対して日本政府は次の通り反駁した。「ソ連邦政府が今回の党書において、日米両国間の新条約と歯舞群島および色丹島の引き渡し問題とを関連させていることはきわめて不可解である。歯舞群島・色丹島については、日ソ共同宣言において明確に規定されており、この共同宣言は日ソ兩國関係の基本を律する国際取極であり、兩國それぞれの最高機関によつて批准された正式の国際文書である。この国際約束の内容を一方的に変更することはできない。また、日ソ共同宣言が調印された際すでに無期限に有効な日米安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。この事実によつても、日ソ共同宣言における合意が影響を受ける事由は存在しない。日本国政府は、領土問題について、共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによつて共同宣

言の内容を変更しようとするソ連邦の態度を承認することができない。またわが国は、歯舞群島・色丹島のみならず他の日本固有の領土の返還をあくまでも主張するものである。」(即ち、政府としては、上記のグロムイコ書簡によつても日ソ共同宣言は何ら影響を受けていないとの立場を堅持している。)

4. 徳川幕府は択捉島およびそれ以南の島々に番所を置いて外国人の侵入に備え、これら諸島を支配していたためロシアの勢力が及んだことはなく、1855年の日露通好条約によつて兩國の国境は択捉島と得撫島の間に置かれた。また1875年、わが国がロシアとの間で樺太と千島列島とを交換した際の条約に列挙されているのは得撫島以遠であつた。以上の事実は、国後、択捉両島および歯舞群島・色丹島がいまだかつて他国の領土となつたことのない、わが国固有の領土であることを明白に確認するものである。

5. サンフランシスコ平和条約においては、わが国は南樺太と千島列島を放棄したが、太西洋憲章及びカイロ宣言において唱われている領土不拡大原則に照らしても、注4に掲げる歴史的事実からわが国の固有の領土である国後、択捉両島や歯舞群島、色丹島はこの条約にいう千島列島には含まれないというのが政府の見解である。

6. わが国固有の領土である国後、択捉両島および歯舞群島、色丹島には、戦前1万6千人以上の同胞が居住していた。国後、択捉両島の面積は各々ほぼ、香川県、鳥取県の面積に匹敵し、また、四島全部で4,994km<sup>2</sup>で、ほぼ静岡県<sup>の面積</sup>に匹敵する。また、これら諸島周辺水域は、千島寒流と対馬暖流が交錯しており、古くから世界三大漁場の一つに数えられている。

<参 照> 1. 日ソ共同宣言(1956年10月19日)

2. 日米安全保障条約(1960年1月19日)

3. 日露通好条約(1855年)

4. 樺太と千島列島の交換(1875年)

5. 日露戦争(1904-1905年)

「北方領土問題の現状と対策」(総理府編集「時の動き」43.1.1.1号  
大蔵省印刷局発行「官報」資料版  
4.3.1.1.13号掲載)

「歴史的にみた北方領土問題」(同上)

#### 4. 国土総合開発

(基本的な考え方)

イ 急速な経済成長と都市化の進展に伴って、地域経済社会は急激な変化をとげ、いわゆる過密過疎現象が問題となつてきている。

樹1. わが国の国土は、大部分が森林および農地であり、市街地は全国土の1.2%に過ぎないが、この狭い地域に人口の48%が集中している。このうち58%が東京、大阪、名古屋の三大都市圏に集中し、なおこれらの地域への人口集中は続いている。このような一部の地域に偏した土地利用の結果、局部的な高密度地域においては過密現象が見られ、反面、低密度地域においては過疎現象が見られる。

ロ このような事態に対処して、わが国経済社会の飛躍的發展を図るために、全国にわたって新しい交通、通信、情報網を整備し、各地域の特性に応じた開発事業を進め、均衡のとれた国土開発を図る必要がある。

(政府の方針)

ハ このため、政府は新全国総合開発計画を策定した。

樹1. この計画は大規模な産業開発や自然の保護保存、都市農村を通ずる環境条件の整備等の環境保全をも含んで、今後長年にわたり国民の活動の基礎をなす国土の総合的な開発の基本方向を示すもので、1年有余の策定作業を経て、44年5月3.0日に閣議決定になつた。なお、この計画は昭和60年度を目標年次としている。

2. この計画の内容のうちには次のようなものがある。

- 電話については、昭和60年までには任意の地点間における伝達が常時、即時にできるよう整備する。
- データ通信による情報量は、昭和60年においては電話によるものをはるかに上回ることが予想され、これに見合った通信回線を計画、整備する。
- テレビ電話等新しい形態の情報伝達手段を開発、導入する。
- 国際間の通信網については、通信衛星、および世界海底同軸ケーブル網の完成により、世界主要国とのテレビ中継、データ通信、ダイヤル即時通話等を可能にする。
- 首都圏における通勤交通については、圏内中核都市とを連絡する高規格の高速鉄道を建設する。
- 日本列島の主軸を形成する高速交通施設として、札幌、東京、大阪、福岡の基幹空港、札幌、福岡間約2000キロメートルについての高速道路、新幹線鉄道の建設を行なう。
- 食生活高度化の予想に伴い、牛肉、牛乳、乳製品の需要が4～6倍に増大することが見込まれるので、140万ヘクタールの草地を開発する。
- 水田については大型機械化作業体系の導入を可能ならしめるため、水管理の高度化、区画整理等を行なう。
- 工業については、昭和60年には昭和40年の5倍を越える規模が見込まれ、これに対応して巨大工業基地の建設を推進する。
- 電力については、昭和60年の需要は昭和40年の約5倍が見込まれ、これに対応して大規模原子力発電を中心に大規模火力、大容量揚水発電の開発を行なうとともに超超高压送電網を全国的に整備する。

3. この計画による当面の地域課題である過密、過疎および地域較差

の問題の解決は次のとおりである。

a 過密については、社会資本の整備を行なうとともに、大都市に立地することが不適当な工業等の機能を地方に分散する方策を講ずる。

b 過疎については、主として公共投資のみに依存していた従来の施策の方向を再検討し、その地域の特性に応じて、産業開発や観光開発を積極的に進め、集落の再編成を含めて生活環境条件の向上を図る。しかし、開発困難な地域では、社会保障、集落の移転統合等の総合的施策を講ずる。

c 地域格差問題については、1人当り生産所得の格差よりも、むしろ生活水準の格差に問題があるという観点から、社会的な生活環境条件の整備によってこれに対処する。

(広報上の留意点)

ニ 新全国総合開発計画のもとに行なわれる事業の実施に当たっては、地域住民の合意と協力が必要である。

ホ 計画達成のためには、政府、地方公共団体が協力し、かつ計画の基本線に沿って広く民間の創意と力を結集する必要がある。

ヘ 国土の高度利用と生活水準の向上に必要な社会資本を充実するため、国民の負担がある程度増大することについて、国民の理解と協力が必要である。

<参 照>

総理大臣施政方針演説(第61回国会)

経済企画庁長官経済演説(第61回国会)

「新全国総合開発計画の概要」(大蔵省印刷局発行「官報」資料版44.5.21号、5.28号掲載)

「新全国総合開発計画の要旨」(大蔵省印刷局発行「官報」44.6.11総理府告示第2.2号)

「新全国総合開発計画について」(総理府編集「時の動き」44.1.1

号掲載)

## 5. 大学問題

(基本的な考え方)

イ 今後わが国がさらに発展し、国際社会において、指導的役割を果たしうるか否かは、教育によつて国民の資質をよりいっそう高め、学問の世界的水準と高度の科学技術を維持発展させることができるかどうかにかかっている。とくに大学の国家社会の将来に対する使命と責任は重大である。

ロ しかるに、今日、大学紛争という形で教育の危機が表面化している。この現状はきわめて重大であり、国家および民族の将来にとつて大きな禍根を残すおそれがある。

注1 44年8月3日現在で、ストライキ、施設占拠、封鎖が行なわれている大学は69校。国立大学だけについて見ると53%を占める。新入生の自宅待機は1万9千8百人に上る。

(政府の方針)

ハ 政府は、近い将来中央教育審議会の答申を得たりえ、広く各界各層の意見をも採り入れ、長期的展望に立つて、大学制度の改善をふくむわが国教育制度の抜本的改革をはかる方針である。

注1 就学前教育から高等教育までの学校教育の全般にわたり、制度および内容、方法の両面から再検討し、長期的教育計画を確立する必要があるため42年7月に中央教育審議会に「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」諮問を行なつている。これについてさる6月30日、「わが国の教育発展の分析評価と今

後の検討課題」の中間報告があつた。

ニ また、当面の紛争状態をそのまま放置することは許されないので、紛争収拾に関する大学の自主的な努力を助けることを主眼とした臨時措置を講ずることとし、第61回国会に「大学の運営に関する臨時措置法案」を提出し、8月3日可決成立した。

<参 照>

総理大臣施政方針演説(第61回国会)

「大学の運営に関する臨時措置法案のあらまし」(総理府編集「時の動き」44.7.15号掲載)

「大学立法に関する政府声明」(44.5.24)(同上「時の動き」44.6.1号に掲載されている)

## 6. 交通安全

(基本的な考え方)

イ 近年におけるわが国経済のめざましい進展に伴い、自動車交通の発達もまた著しく、国民生活に多大の利便をもたらしているが、その反面、自動車交通量の増加が交通事故発生の一つの大きな要因となり、交通事故による死傷者は、逐年増加の傾向を示している。このとどまるどころのない交通事故激増のすう勢に対処し、政府は、人間尊重を政治の基本理念とし、その最も基本となる人命尊重の見地から、交通安全の確保を最重点施策の一つにとりあげ、諸般の施策を積極的に推進し、交通事故の絶滅を期する。

(交通事故の現状)

ロ 最近における交通事故の発生状況を見ると、発事件数、死者数、負傷

者数ともに著しく増加し、まことに憂慮すべき状況にある。

註1. 昭和43年の交通事故死者は14,256人、負傷者数は828,071人で、ともに史上最高を記録した。また昭和44年上半期の死者数は、7,256人(前年同期の14.8%増)負傷者数423,662人(前年同期の16.5%増)である。

2. 最近における交通事故の特徴として次のようなものをあげることができる。

- (1) 発生事故数は、依然として大都市に多いが、発生比率をみると、逐次大都府県から中小県へ、また、同一都道府県においては、都市部から地方部へ移行しつつあること。
- (2) 死亡事故のうち、歩行者および自転車乗車中の者の割合が高く、とくに歩行者の横断歩行中の事故の増加が続いていること。
- (3) 死亡事故原因では、酒酔い運転、わき見運転、最高速度違反および追越違反等が依然として目立つていること。
- (4) 大都市において追突事故の増加が著しく、いわゆるむち打ち症等の増大の原因となつていること。

(政府施策)

ハ このような現状にかんがみ、政府は道路交通環境の整備、安全運転の確保、交通秩序の確立、被害者の救済対策の強化等の総合的な交通安全対策を強力に推進するとともに、交通安全思想の普及徹底をはかる。

註1. 交通安全思想の普及徹底に関する主要事業は次のとおりである。

- (1) 学校における交通安全教育
- (2) 全国交通安全運動(春秋2回、5月、10月に1.0日間にわたり実施)
- (3) 交通安全国民会議の開催
- (4) 交通安全教育センターにおける交通安全指導

2. 昭和44年5月の全国交通安全運動実施要領に示された重点実施事項は次のとおりである。

(1) 地域住民に対する交通安全思想の普及活動の重点

ア 正しい横断の励行と横断歩道における歩行者保護の徹底

イ こどもと高齢者の交通安全の確保

ウ 飲酒運転の追放

(2) 交通安全関係法令の励行の確保のための指導の重点

ア 車輛の完全整備と自動車損害賠償責任保険への加入

イ 適正な運行管理及び安全運転管理

ウ 道路の正しい使用

エ 飲酒運転の追放

オ 追突事故防止のための安全運転

カ 高速道路及び行楽地における安全運転

キ 踏切及び横断歩道における安全の確認

<参 照>

「全国交通安全運動始まる」(大蔵省印刷局発行「官報」資料版

44.5.7号掲載)

## 7. 明るく正しい選挙の推進

(基本的な考え方)

イ 民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るく正しく行なわれることが不可欠であり、そのためにはまずもって国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが重要である。

(政府施策)

ロ この目的のために、政府は必要な諸施策を講じているが、その一環として、広く国民運動として展開されている「明るく正しい選挙推進運動」の推進をはかっている。

附1. 公職選挙法は次のように規定している。

第1条 この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行なわれることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

第6条④ 自治大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2. この運動の主要事業には次のようなものがある。

a 自治省による直接啓発事業(ラジオ・テレビ)

b 都道府県による指導者研修会、政治講座、資料配布等

c 市町村における話し合い事業、講座、講演会、資料配布等

d 公明選挙連盟等による研修事業啓発資料の作成等

(広報上の留意点)

ハ この運動は速効性を期待することが困難であり、地道な努力が積重ねられなくてはならない。

ニ この運動は、単に選挙担当部局が主唱しているというようなものではなく、国民の市民性とか公共性とかいわれるものの向上を図る性質のものであり、他の社会教育関係運動とも相関連するものである。したがって、市町村の住民意識開発の総合計画的な見地から各関係機関、団体等

と相提携させ総合効果をあげるよう努めなくてはならない。

特に、常時このような住民意識の向上をはかるための事業の企画立案をし、その促進をはかるということは、その事務に従事する職員の間で高い熱意を必要とするので、その自覚を振起す必要がある。

<参 照>

「明るく正しい選挙推進運動要領」

「昭和44年度明るく正しい選挙推進運動要領」

## 8. 青少年の健全育成

(基本的な考え方)

イ 青少年が次の時代のすぐれたにない手となることができるように、政府は教育、福祉、労働、保護等諸般の分野にわたり総合的な施策を講じ、その育成をへかっているが、同時に国民の全体が社会共同の連帯意識をもち、国民の総力をあげてこれにあたらなければならない。

註1. 青少年に関する政府施策は、青少年育成に対する世人の関心のたかまりと産業経済の発展にささえられて、次第にその範囲を広げ、内容を充実させてきている。

a 児童福祉行政については、特別に保護を必要とする児童を対象とする応急保護から、一般家庭の児童を対象とする積極的な健全育成へと機能を広げ、家庭に対する指導相談機能の充実、遊び場の整備等がはかられている。

b 青少年教育については、社会情勢の変化に対応し、また教育のいつそりの充実を期するため、教育課程の刷新・改善を進めている。また、青年学級勤労青年学校、青年教室等の助成、家庭教育

学級の助成、社会通信教育の振興、職業訓練制度の充実、等の諸施策を講じている。

c 年少労働者の保護については、労働基準法による指導・監督の強化、勤労青少年ホームの設置、産業カウンセリング制度の普及導入、年少労働者の職業生活設計啓発事業等の諸施策を講じている。

d 農山漁村の青少年対策としては、各種研修施設の整備、農業後継者育成資金制度の運用、家族協定農業の導入のための施策、等が講じられている。

e 青少年活動の促進対策としては、青年の家、児童文化センター、ユースホステル、児童遊園等の整備、青少年指導者の養成研修、等の諸施策が講じられている。

f 少年の非行対策としては、少年補導センターの拡充、少年補導員制度の採用等：少年保護活動の充実がはかられるとともに、有害環境排除のための諸施策が講じられている。

## (国民運動)

ロ この目的にそつて、中央に青少年育成国民会議が結成され、各都道府県にも、青少年育成都道府県民会議が設けられて国民運動を展開しているが、今後一層この運動の促進をはかる必要がある。

註1. 昭和40年11月30日「青少年の健全育成及び非行防止対策について」が閣議報告され、この中で青少年健全育成のための国民運動が提唱された。昭和41年5月27日、国民運動の推進母体として「青少年育成国民会議」(昭和42年10月総理府所管の社団法人となつた)が結成された。

2. 青少年育成国民会議定款は、その目的及び事業について次のとおりなつている。

第3条 この法人は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く国

民の総意を結集し、政府施策と呼応して、次代の日本をにやう青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 青少年がその誇りと責任について自覚を高めるための諸活動
- 2 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- 3 勤労青少年の教育、福祉対策を進め、その生活条件等の改善を促進するための諸活動
- 4 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- 5 健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- 6 家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連けいを図るための諸活動
- 7 家庭の健全化を図るための諸活動
- 8 青少年の非行防止のための諸活動
- 9 社会環境の浄化を図るための諸活動
- 10 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(本年度の運動の重点)

ハ 青少年育成国民運動推進事業中、本年度特に重点を置いて助成するのは、次の3事業である。

A 青少年をめぐる環境の浄化

B 「家庭の日」普及

C 青少年団体グループ等の加入促進

ニ また、本年度は特に俗悪広告を追放するため、関係省庁、地方公共団体の活動はもとより、民間団体、地域住民組織による民間運動を盛り上げ、かつ関係業界の自粛を促し、全国的に社会環境の浄化を進める。

ホ なお、明治百年記念事業の一つとして運航されている「青年の船」は、

本年度、第3回目として9月から11月まで東南アジア訪問の巡航を行なう。

<参照>

「1968年版青少年白書」(大蔵省印刷局発行)

## 9. 体力づくり運動

(基本的な考え方)

イ 国民の一人一人が充実した生活を享受し、ひいては民族がたくましく発展していくためには、まず、その基礎となる健全な健康と強じんな体力を培う必要がある。

樹1 わが国の現状では、栄養と運動との均衡を保つという考えの普及が何よりも必要である。因みに本年度の体力づくり運動のスローガンは、「1日6群6日で60種」「1日15分間の全身運動」となっている。(後注参照)

(政府施策)

ロ このため、政府は国民の健康、体力増強のための諸施策を講じているが、その一環として、国民各自が健康と体力の養成に自ら努めるようになることを目標に、体力づくり国民運動の推進をはかっている。

樹1 昭和39年12月18日、「国民の健康体力の増強対策について」が閣議決定され、国民の健康の増進と体力の増強のための政府の基本方針が確立。続いて昭和40年3月9日、「国民健康体力増強対策関係閣僚懇談会」と「国民健康・体力増強対策協議会」が発足。更に昭和40年3月25日、政府の体制と並行して、民間の関係団

の相互の連絡を密にし、国民運動を推進する母体として「体力づくり国民会議」が発足した。

2 体力づくり国民運動の趣旨は次のとおりである。

「国の繁栄の基は、たくましい民族力にある。たくましい民族力を育成するには、高い徳性すぐれた知性とならんで強じんな体力を培うことが肝要である。わが国民の健康・体力は年を追って改善の方向に向っているが諸外国の水準に比べると、なお立ちおくれが痛感される。国民すべてが健康を楽しみ、ひいては労働の生産性を高め経済発展の原動力を培い、国際社会における日本の躍進の礎を築くため、健康の増進、体力の増強についての国民の自覚を高め、その積極的な実践を図る必要があり、これに関する行政上の施策を整備充実し、強力に推進する」。

(本年度の推進事業)

ハ 昭和44年度において政府がその推進をはかる体力づくり国民運動関係事業として10月を体力づくり運動強調月間と定め、体力づくり運動の一層の進展をはかるほか中央における健康の日行事、体力づくり国民運動指導者講習会、体力づくり普及指導、指導資料の作成配布、都道府県における歩行運動、労働者体力づくり運動、農山漁村体力づくり運動、親子(母子)体力づくり運動、市町村における啓発指導集会等をあげることができる。

ニ また、本年度からは特に、「1日6群6日で60種」、「1日1.5分間の全身運動」(混食により栄養のバランスを保ち、そして栄養と運動との均衡を保つ)という体力づくりのスローガンを国民の日常生活のなかに浸透させることに努める。

樹1 体力づくり運動強調月間としては、昭和44年度に体力づくり運動に関する次のような標語を定め、テレビ、新聞、ポスター、リーフレット等により広く国民一般に体力づくり運動の趣旨の普及を図

る。

「1日6群6日で60種」

1日3食で6つの基礎食品(1群-緑黄野菜、2群-その他の野菜・くだ物、3群-肉・魚・卵・大豆、4群-穀類・砂糖・いも、5群-牛乳・小魚・海そう、6群-油脂)を6日で60種の食品をとるよう心がけましょう。

「1日1.5分間の全身運動」

少なくとも1日に1.5分間の全身運動を日常生活のなかにとり入れましょう。

この月間の趣旨にもとづき、この期間中に体力づくり運動に関する諸行事およびPR活動を集中的に実施するよう関係団体および都道府県に依頼する。

- 健康の日行事としては、体力づくり全国大会(第8回4.4.5.2.8~3.0於山梨、第9回4.4.1.0.9~1.0於岩手)、健康づくりのつどい中央大会、野外活動推進中央大会、労働者体力づくり推進中央大会、農山漁村体力づくり推進中央大会、地区別体力づくり推進大会(全国6地区)等がある。
- 体力づくり国民運動指導者講習会は、市町村職員を対象に、保健・栄養、体育・スポーツ・レクリエーションに関する総合的な運動の進め方の講習を行なう。
- 体力づくり普及指導としては、保健・栄養関係と体育・スポーツ・レクリエーション関係の講師団を編成して派遣するキャラバン事業等を実施する。
- 指導資料として作成配布されるものは、たとえば暑さや寒さにまけない食事の献立表や、だれでも、どこでも手軽にできる体操を図解したリーフレットなどである。
- 歩行運動は、国民の運動不足を「歩く」実践活動を推進すること

で解消しようとするものである。

7. 労働者体力づくり運動は、職場で働く者に体力づくりの機会を与えようとするもので、職場を中心に展開される。

8. 農山漁村体力づくり運動は、農山漁村の仕事がかたどつたからだの使い方を長い時間続けている場合が多いのでこれを健康体操などによつて回復せしめ、さらに健康相談や陸上運動などの体力づくり実践活動を展開しようとするものである。

9. 親子(母子)体力づくり運動は、体力づくりが乳幼児から、あるいはもつと早い時期に始めることが望ましいのにかんがみ、親子(母子)健康相談や、リズム運動の体力づくり実践活動を展開しようとするものである。

10. 市町村における啓発指導集は、体育・レクリエーションの普及および保健・栄養の改善について総合的な啓発指導を行なうとするものである。

<参照>

「盛り上がる体力づくり」(総理府編集「時の動き」43.10.15号掲載)

#### 10. 万国博覧会

イ 日本万国博覧会は、昭和45年3月15日から6カ月間、大阪府千里丘陵で、「人類の進歩と調和」を共通テーマとして開催されるが、政府はこの大会を成功に導くため、諸般の準備を進めている。

樹1. この万国博覧会は、「国際博覧会に関する条約」に基づいて開催されるものである。

2. 万国博覧会のこのような国家行事的性格にかんがみ、政府は日本万国博覧会担当大臣(通商産業大臣)を本部長とする日本万国博覧会推進対策本部を総理府に設けるとともに、万国博覧会に関する重要事項を閣僚レベルで協議するため、万国博覧会関係協議会を設置している。

3. また「日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を制定し、準備・開催運営の主体である財団法人日本万国博覧会協会に対して国の補助を与えている。

ロ この大会には70カ国を越える参加国が見込まれ、現在、巨額の資金を投じて建設工事が進められており、文字通り史上最次の万国博覧会が開催される見通しである。

樹1. 参加国数も1967年のモントリオール万国博覧会をしのぐ74カ国(8月4日現在)の参加がすでに確定しており、国内からも日本政府館をはじめ、地方公共団体館、2公社館、そして28の民間企業、団体館の出展が確定している。

2. 会場建設費524億円、運営費389億円、関連公共事業費6500億円が万国博覧会のための必要経費として見込まれている。

3. 会場は未来都市構想のもとに、園内のあらゆる階層から衆知を集めて設計されている。

4. 会期中(6カ月間)の入場者は3000万人が見込まれている。

ハ 日本万国博覧会の持つ意義には、文明、文化の発展・進歩への貢献、平和と産業の日本の世界への周知、地域開発の促進、等ばかり知りえないものがあり、政府および準備を直接担当する万国博覧会のみでなく、国民が総力をあげてその成功に努力する必要がある。

樹1. 19世紀の博覧会は産業育成の目的で、諸国間の産業競争の手段として行なわれてきたが、今日では博覧会は世界貿易の拡大と国際交流の伸長、諸国間の相互理解の促進に大きな役割りを果たしてい

るし、諸国間の知識と技術の交流を通じて、産業振興にもいつそ

大きな貢献をしている。

2. 万国博覧会は、その巨大な規模と国際的な参加と多数の人々の集

まりによつて大きなコミュニケーションの場になつており、各国と

も単なる産業機械や輸出商品だけでなく、自国の誇る技術や文化を

展示し、独自の建物を建てたり、誇りうる芸術家や科学者を参加さ

せるなどの方法をとつている。

3. 日本万国博覧会が「人類の進歩と調和」を共通テーマにしている

のは、今日ほど諸国の協調と世界の平和を必要とする時はないとい

う認識に立つて、万国博の現代的使命にこたえようとしているから

にはかならない。

4. 万国博覧会がアジアで開催されるのは今回が初めてである。万国

博開催のためには、①開催国の産業水準が高いこと②文化水準の高

いこと③諸外国との親善関係が親密であること等の基本条件が必要

であろう。

<参 照>

「日本万国博あと一年」(総理府編集「時の動き」4 4.3.15号掲載)

「日本万国博へあと333日」(大蔵省印刷局発行「官報」資料版

4 4.4.16号掲載)